

## 税源移譲の実施により

# 市県民税・所得税が変わります

## なぜ変わるの

「地方にできることは地方に」という地方分権の観点から、「三位一

体の改革」が進められています。地方自治体が地域の特色にあった活力あるまちづくりを進めるには、国によって使途を限定された国庫補助負担金を廃止・縮減する一方、自らの判断と責任で自由に使える地方税財源を充実させることが必要です。

このため、今回、国税（所得税）から地方税（個人市県民税）へ、約3兆円の税源移譲が実施されています。その具体的方法として、個人市県民税所得割と所得税の税率が改正されます。

### (1) 個人市県民税の税率を一律10%に改正（平成19年度分から適用）

課税所得	標準税率	課税所得	標準税率
～200万円以下	5%	一律	10%
200万円超～700万円以下	10%		
700万円超～	13%		

### (2) 所得税の税率を4段階から6段階に改正（平成19年度分から適用）

課税所得	標準税率	課税所得	標準税率
～330万円以下	10%	～195万円以下	5%
330万円超～900万円以下	20%	195万円超～330万円以下	10%
900万円超～1,800万円以下	30%	330万円超～695万円以下	20%
1,800万円超～	37%	695万円超～900万円以下	23%
		900万円超～1,800万円以下	33%
		1,800万円超～	40%

## どう変わるの

個人市県民税の税率を一律10%に改正されます。それに伴い所得税の

税率を4段階から6段階に改正されます。

今回の改正は、税源の移し替えです。すなわち、「所得税+住民税」の負担は以前と変わりません。

ただし、実際の税額は、収入の増減、扶養家族の増減等所得控除額の増減、定率減税の廃止により増加したり、減少したりします。

#### ● 定率減税の廃止

平成17年度まで15%（4万円を限度）、平成18年度7・5%（2万円を限度）適用されていた定率減税が廃止されます。

#### ● 人的非課税範囲の見直し

昭和15年1月2日以前生まれの方で、前年の合計所得125万円以下の方に対する非課税措置が昨年度より廃止されており、経過措置として平成19年度分は3分の2の課税となります。

（平成20年度分からは全額課税）

## いつから変わるの

市県民税は、平成19年度6月課税分から適用されます。なお所得税は平成19年1月分より既に適用されています。

#### ■ 問い合わせ

税務課 課税係

☎ 75-2126

## バリアフリー改修工事による

# 固定資産税の減額措置

### 適用対象家屋

平成19年1月1日に現存する住宅のうち65歳以上の方、介護保険法の要介護もしくは要支援認定を受けている方または障害者の方が居住する住宅（賃貸住宅を除く）

### 要件

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に次のバリアフリー改修工事（工事費の自己負担額が30万円以上）を施したものの

- ① 廊下の拡幅
- ② 階段の勾配緩和
- ③ 浴室の改良
- ④ トイレの改良
- ⑤ 手すりの設置
- ⑥ 床の段差解消
- ⑦ 引き戸への取替え
- ⑧ 床の滑り止め

### 減額の時期

改修工事が完了した年の翌年度

### 減額範囲

- ・ 1戸当たり100㎡分までを限度に固定資産税を3分の1に減額
- ・ 該当される方は、改修後3ヵ月以内に領収書・工事費明細書・改修箇所図面・写真（改修前・改修後）等の関係書類を添付して申告してください。

#### ■ 問い合わせ

税務課 課税係

☎ 75-2126